

「やまがたグローバル共創企業認定制度」認定マーク作成等業務委託仕様書（企画提案用）

1 業務名

「やまがたグローバル共創企業認定制度」認定マーク作成等業務

2 事業目的

県では、外国人材を雇用し、従業員の能力・士気向上や自社の成長、地域社会との共生や人材定着に向けた取組を進めている企業等を県が認定する「やまがたグローバル共創企業認定制度」の実施を予定している。

そこで、県においては制度周知を図るため、県内企業においては自社の取組み PR やイメージアップにつなげるため、「やまがたグローバル共創企業」に認定されたことを示す認定マークの作成及び周知用パンフレット等の作成を委託するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 委託業務の内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託する。

（1）認定マークの作成

- ・ 作成に当たっては、企画提案書作成要領（様式第3号別紙）に定める留意事項等を参照すること。

（2）周知用パンフレットの作成

- ・ 「やまがたグローバル共創企業認定制度」周知用パンフレットを作成すること。

<概要>

①パンフレットの規格

A4仕上がり2つ折りパンフレット（4頁）、フルカラー

②作成数

5,000部

③納期

令和8年12月上旬（予定）

④その他

- ・ 広く一般に周知することを想定しているため、視覚的にも興味を引くデザインとすること。

（３）周知用ポスターの作成

- ・「やまがたグローバル共創企業認定制度」周知用ポスターを作成すること。

<概要>

①ポスターの規格

A 2 版、フルカラー

②作成数

150 部

③納期

令和 8 年 12 月上旬（予定）

④その他

- ・広く一般に周知することを想定しているため、視覚的にも興味を引くデザインとすること。

（４）認定証の作成

- ・「やまがたグローバル共創企業認定制度」の認定企業へ贈呈する認定証を作成すること。

<概要>

①認定証の規格

フルカラーの賞状（A 4 版縦、横書き想定）

②作成数

20 部程度（変更の可能性あり）

③納期

令和 9 年 2 月下旬（予定）

④その他

- ・認定証は認定企業において掲示し、事業者や県民向けに制度を P R すること等を目的としていることから、認定マークを盛り込むなど、独自性あるデザインとすること。

5 業務完了報告書等の作成

- （１）委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（様式任意）を作成し、令和 9 年 3 月 19 日（金）までに提出すること。なお、完了報告書には、以下の成果品を添えて提出すること。

<成果品>

①認定マークの基本デザインのデータ（カラー及び白黒）

②認定マークの利用ガイドライン ③周知用パンフレット

④周知用ポスター ⑤認定証の基本デザインのデータ（カラー及び白黒）

※データでの納品（C D - R 等にデータを保存したもの 1 枚）とする。

- (2) 上記(1)のほか、発注者が求めた場合には、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供しなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告等に要する費用については、受注者の負担とする。

6 成果品等の帰属

この委託業務の成果品に係る著作権及び著作権は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくほかに複製、公表、貸与、使用してはならない。

7 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本事業の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。
- (4) 本事業で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更する場合がある。
- (6) 受注者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 本事業は「地域未来交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区別して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (8) 本事業に係る関係書類は、本事業終了後5年間保存すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。